

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

令和 2 年度から令和 4 年度までの八千代市小学校外国語教育指導助手派遣事業者の選定については、次のとおり実施する。

令和元年 1 1 月 1 日

八千代市長 服 部 友 則

1 業務概要

(1) 業務名

八千代市小学校外国語教育指導助手派遣（単価契約）

(2) 目的

この要領は、八千代市小学校外国語教育指導助手派遣の派遣元事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続について、必要な事項を定めるものとする。

(3) 業務の概要

別紙「八千代市小学校外国語教育指導助手派遣に関する基本仕様」のとおり

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

(5) 予算概要

〔総額見積上限額〕 104,228,000 円（消費税抜）

2 参加企業募集方法

公告は、市の掲示場のほか、本市教育委員会ホームページでも公表します。

3 参加資格条件

応募者は、次の（1）～（8）を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 号の 4 第 1 項及び八千代市財務規則（平成 8 年八千代市規則第 1 5 号）第 1 2 4 条第 1 項に該当する者でないこと。

(2) 参加申込書提出時点で、八千代市指名業者選定事務取扱要領（平成 5 年 7 月 1 日施行）第 2 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「入札資格者名簿」という。）に登載されていること。

(3) 八千代市競争入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 6 1 年 3 月 5 日施行）による指名停止を受けていないこと。

- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過したものまたは本実施要領公開日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りしていない者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (7) 市町村との契約に基づき、外国語教育指導助手を派遣した実績が 5 年以上あり、かつ、平成 30 年度及び 31 年度に小学校に派遣した実績がある者
- (8) 労働者派遣事業の許可を受けていること

4 参加に必要な書類

(1) 提出書類

- ① 参加申込書【様式 1】（1 部）
 - ② 学校への外国語教育指導助手派遣における実績が計 5 年以上あることを証明できる書類の写し（1 部）
 - ③ 直近 2 年間の小学校外国語教育指導助手派遣に関する契約書写し（1 部）
（履行期間・甲乙署名捺印の確認できる部分のみ）
 - ④ 労働者派遣事業の許可番号が記載された許可書の写し（1 部）
 - ⑤ 企画提案書（8 部）
 - ⑥ 見積書（任意様式 1 部）
- (2) 提出期限 ①～④ 令和元年 11 月 1 日（金）～同月 14 日（木）正午
 ⑤～⑥ 令和元年 11 月 19 日（火）～同月 29 日（金）正午
- (3) 提出方法 郵送または持参（持参する場合は、事前に事務局に連絡し、日程の調整を行うこと）
- (4) 提出先 「11 事務局」に同じ

5 企画提案書記載事項

企画提案書には、以下の項目・内容を記載すること。

- (1) 小学校外国語教育指導助手派遣業務に対する会社の方針・理念や、小学校外国語教育に関する教員研修の実績
- (2) 学校への外国語指導助手派遣における実績年数、他市を含めて直近 2 年間連続して小学校に外国語教育指導助手を派遣していることについて
- (3) 児童が体験的に英語に触れ合える校内での教育活動等にも柔軟に対応できる人材を確保できる見込みについて
- (4) 外国語教育指導助手の勤務状況や勤務評価への対応、欠勤や欠員、勤務状況について

のクレーム、緊急事態等の発生時にフォローできる管理体制（教育委員会や派遣先との連絡窓口となる者等）について

- (5) 次期学習指導要領及び市内小学校の外国語教育や国際教育の動向についての理解や、外国語教育指導助手に対する日本語の教育プログラムについて

6 企画提案書・見積書の作成

- (1) 企画提案書の書式はA4判・縦型・横書きとし、「令和2年度小学校外国語教育指導助手派遣事業企画提案書」と表紙をつけること。表紙及び見積書以外は、会社名を記載しないこと。
- (2) 企画提案書への内容の追加及び詳細説明のための資料等の添付は自由とする。
- (3) 提出された企画提案書は、本事業の審査の目的だけに使用する。
- (4) 企画提案の内容は、総額見積上限額の範囲内で履行できる内容とする。
- (5) 見積書は、提案限度額の範囲内で、交通費、保険料、研修費など、業務に係る一切の費用を含めたものとし、消費税相当額を明記すること。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 提出された書類は、八千代市情報公開条例に基づき開示されることがある。

7 審査方法等

(1) 審査方法

校長，教諭，教育委員会職員で構成する選定委員会による書類審査及びヒアリング審査とする。

(2) 審査基準

審査は、別に定める審査基準に基づき審査する。市は選定委員会での審査結果を基に最も優れた提案をした法人を優先交渉者に、その次に優れた提案を行った法人を次点者として決定する。この場合において、あらかじめ設定する基準点に満たない場合は、法人を選定しないことがある。

8 ヒアリングの実施方法

- (1) 日時 令和元年12月17日（火）
開始時刻は別途通知する。
- (2) 場所 八千代市教育委員会庁舎 2階 大会議室
- (3) 出席者 5名以内（本市との渉外担当予定者を含むこと。）
- (4) 提案時間 30分（提案書説明20分，質疑応答10分程度とする）
- (5) その他 ア プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容に限定するものとする。

イ プレゼンテーションは、5の(1)から(5)の順に説明することとする。

ウ 提案書に記載される指導ツールの持参・提示は可能とする。

エ プロジェクター、スクリーン、パソコンは教育委員会で用意するが、機材の持ち込みを希望する場合は、事前に連絡すること。

(6) 結果通知 全ての参加者に対して文書で通知する。(12月下旬予定)

9 その他留意事項

(1) 参加資格が認められていない者の提案書類は、審査しない。

(2) 企画提案書を提出した後は、追加、変更等は認めない。

(3) 本プロポーザルに関して、虚偽の事実が判明した場合は無効とし、失格とする。

(4) 書類の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、参加者の負担とする。

(5) 参加申込提出後に参加を辞退する場合は、書面で提出すること。

(6) 選定経緯、選定結果等についての問合せには回答しない。

(7) 優先交渉権者と契約に向け協議しますが、当該協議が不調の場合は、次点者と協議するものとする。

(8) 審査結果及び評価は、市ホームページで公表する。この場合において、次点者以降は法人名は公表しない。

10 日程

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| (1) 公募(参加申込書受付期間) | 令和元年11月1日(金)～14日(木)
正午 |
| (2) 質問受付期間 | 令和元年11月1日(金)～7日(木) |
| (3) 質問回答期限 | 令和元年11月12日(火) |
| (4) 参加資格確認結果通知 | 令和元年11月19日(火) |
| (5) 公募(企画提案書等受付期間) | 令和元年11月19日(火)～29日(金)
正午 |
| (6) ヒアリング | 令和元年12月17日(火) |
| (7) 選定結果の通知(郵送) | 令和元年12月下旬 |
| (8) 契約 | 令和2年1月上旬 |

11 事務局

〒276-0045 千葉県八千代市大和田138-2

八千代市教育委員会指導課 宛

電話番号 047-481-0301 FAX番号 047-486-3199